

平成16年度
宮城県の水産業の動向及び
水産業の振興に関する講じた施策

平成17年8月

宮城県産業経済部

— 目 次 —

第1部 「宮城県の水産業を巡る主な動き」

- 1 水産行政
- 2 漁業就業者の減少
- 3 懸念される水産資源水準の低下
- 4 漁場環境と生態系の保全
- 5 水産物の供給
- 6 水産物の安全・安心の確保
- 7 漁業経営の実態
- 8 漁協合併への始動
- 9 安全な漁港・快適な漁村づくり
- 10 水産物の輸入動向

第2部 「宮城県の水産業の動向」

- I 本県水産業の概要
- II 水産物の需給動向
- III 漁業経営
- IV 水産業協同組合の現況
- V 漁業生産基盤整備

第3部 「平成16年度に講じた施策」

- I 量から質へ、健全な資源と環境づくり
- II 消費者の視点に立った安全・安心な生産・販売体制の確立
- III 高い意欲と能力のある人材育成と経営体のレベルアップ
- IV 地域に根ざした水産業の競争力の強化とみやぎブランドづくり
- V 水産業に関する県民理解の促進と地域環境の整備
- VI 国への働きかけ

— 第1部 —

宮城県の水産業を巡る主な動き

1 水産行政	1
(1) 基本計画等の樹立	
(2) 緊急経済産業再生戦略事業	
2 漁業就業者の減少	2
(1) 高齢化	
(2) 後継者不足	
3 懸念される水産資源水準の低下	3
(1) 魚種別の資源評価	
(2) 資源と漁業管理の現況	
4 漁場環境と生態系の保全	4
(1) 仙台灣の環境	
(2) 外来生物等の侵入	
5 水産物の供給	5
(1) 漁業生産と產地魚市場の水揚	
(2) 加工生産	
6 水産物の安全・安心の確保	6
(1) トレーサビリティと產地の識別	
(2) 水產物流通における衛生・品質管理	
7 漁業経営の実態	7
(1) 沿岸漁業	
(2) 遠洋・沖合漁業	
8 漁協合併への始動	8
(1) 漁協の現況	
(2) これまでの取組	
9 安全な漁港・快適な漁村づくり	9
(1) 漁港整備	
(2) 海岸整備	
(3) 漁村環境整備	
10 水産物の輸入動向	10

水産行政

(1) 基本計画等の樹立

本県水産業は、県内はもとより全国各地へ水産物を安定的に供給する役割を担うとともに、基幹産業として地域経済の発展に大きく貢献してきました。

資源水準の低下、漁業生産の減少、国際的な漁業規制の強化、貿易問題など経営環境はさらに厳しさを増していますが、今後も、良質な水産物を持続的に生産・供給していくとともに、次代にわたって自然を大切に守り健全で活力ある水産業を築き上げていくため、県では、各種水産施策を計画的に推進するための基本的な事項を定めました。

① 水産業の振興に関する基本的な計画（平成16年6月策定）

平成15年に制定された「みやぎ海とさかなの県民条例」に基づいて、健全で豊かな食と環境を実現する水産業の構築を目指し、本県水産業の振興に関する中長期的な目標及び基本的な方針並びに総合的かつ計画的に展開すべき施策の方向性などを示しています。

[施策の展開方向]

- (1) 量から質へ、健全な資源と環境づくり
- (2) 消費者の視点に立った安全・安心な生産・供給体制の確立
- (3) 高い意欲と能力のある人材育成と経営体のレベルアップ
- (4) 地域に根ざした水産業の競争力の強化とみやぎブランドづくり
- (5) 水産業に関する県民理解の促進と地域環境の整備
- (6) 国への働きかけ

② 栽培漁業基本計画（平成17年3月策定）

人工種苗の放流による資源の添加等により沿岸漁場の生産力を増進するため、第5次栽培漁業基本計画を定めました。この計画では、資源の減少が著しい種類で放流効果が見込まれる魚介類として新たにあさりとあかがいを加えた6種類を対象種に選定し、利用者がそれぞれの役割を担いながら栽培漁業を推進することとしています。

[第5次栽培漁業基本計画の対象種（6種類）]

- あわび、ひらめ、ほしがれい、まこがれい、あさり及びあかがい

(2) 緊急経済産業再生戦略事業*

地域経済の活性化を図るために、一般の方々に、地元でとれた新鮮な旬の水産物を優先的に提供し、本県水産業への理解を深めてもらうとともに、地元から「みやぎブランド」を発信していく、水產物流通革新事業（飲食型ブランド商品提供事業及び消費者商品提供事業）を行いました（「平成16年度水産業の振興に関する講じた施策（以下「施策版」という。）」p33参照）。

*緊急経済産業再生戦略…地域経済の再生に向けて、県内産業の競争力強化と産業基盤の整備を図るために、平成15年から17年までの期間に総事業費500億円規模で実施している産業経済政策

漁業就業者の減少

2003年（第11次）漁業センサスによると、本県の漁業就業者数は過去15年間で約半数にまで減少しています。これは、輸入水産物の増加及び魚価の低迷等、依然として漁業環境が厳しいことから、今後もこの傾向は続くものと予想され、次代を担う漁業就業者の確保が急務となっています。

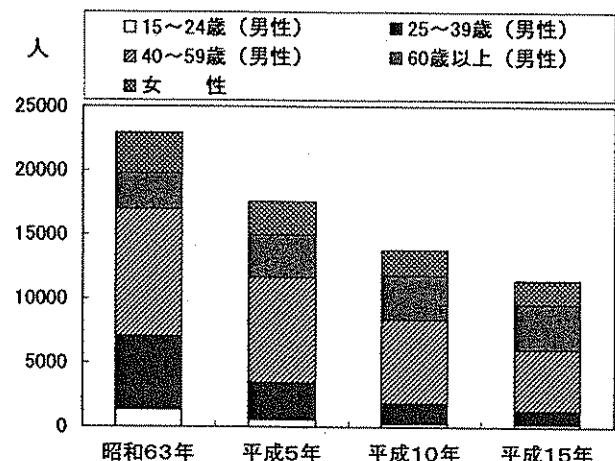


図1 本県漁業就業者数の推移

(1) 高齢化

階層別割合で見ると、20から30歳代階層が減少しており、60歳以上の割合が年々高くなっています。

このため、漁業・漁村における活力の低下が懸念されています。また、漁村においては、高齢化に配慮した就労、生活両面にわたる環境整備を推進することも必要となっています。

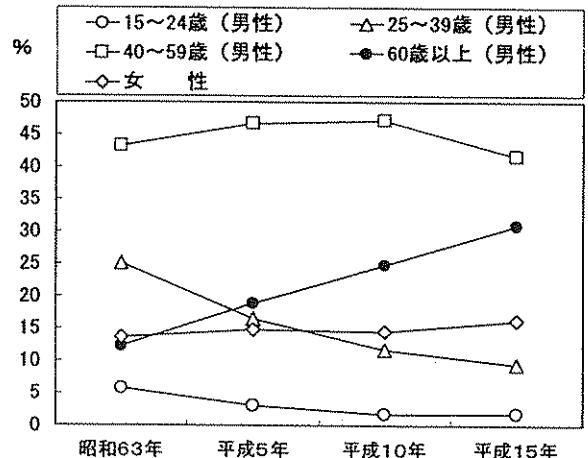


図2 本県漁業就業者の年齢構成別割合の推移

(2) 後継者不足

本県沿岸漁業における最近の新規就業者数の推移を見ると、平成10年ごろまで、他の産業の不況等もあり、漁業への就業の増加が見られましたが、以降は再び落ち込み、漁船漁業、養殖漁業とも後継者の確保が課題となっています。北・中・南の地区別では、特に北部での新規就業者数が少なくなっています。

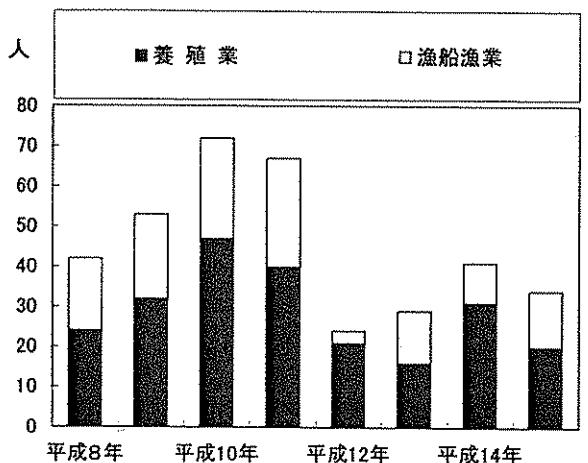


図3 本県沿岸漁業における新規就業者数の推移

懸念される水産資源水準の低下

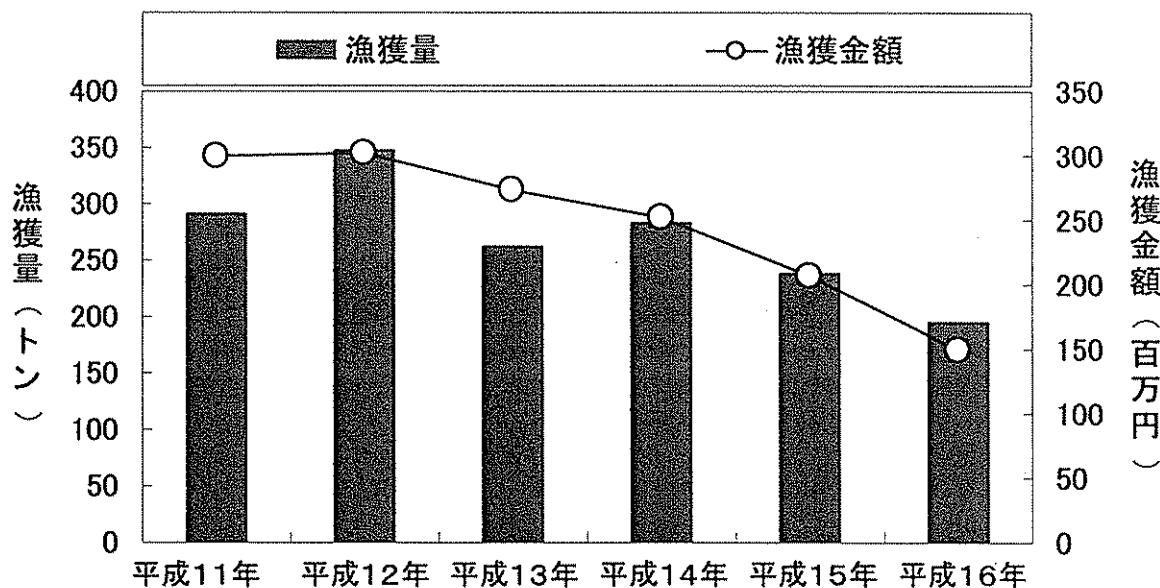
(1) 魚種別の資源評価

本県の総漁獲量は、かれい類などの底魚を中心に総じて減少傾向にあり、以前に比べて資源水準が低下しています。特に、本県の代表的なかれい類であるまこがれいについては、沿岸漁船漁業である刺網漁業や小型底びき網漁業などの重要な漁獲対象種となっていますが、近年の漁獲量は年間200～250トンと数年前の8割程度に減少しており、漁獲動向に基づく資源評価は中水準横ばいから減少傾向と推定されています。

(2) 資源と漁業管理の状況

資源管理型漁業とは、漁業資源の持続的かつ合理的な利用を図るため、資源調査を基に、適正な漁獲・操業方法等を検討・策定し、その実践により資源を人為的に管理するものです。

本県における資源管理型漁業は、漁業者による自主的な管理を基本として、沿岸漁業の有用魚種であるひらめ、ほしがれい、まあなご等の未成魚の再放流やいかなご等の漁獲量規制に取り組んできました。また、現在は、まこがれいやあいなめ等の魚種を対象に、資源の量的な維持増大だけではなく、質(価格)、コスト等を一体として考えた資源管理の取組へと幅を広げています。



本県におけるまこがれいの漁獲状況

漁場環境と生態系の保全

(1) 仙台湾の環境

仙台湾は南北に開かれた開放形の湾となっており、そこへ北上川及び阿武隈川などの県内主要河川が流入しています。また、沖合からは、栄養豊富な親潮及び温暖な黒潮が流れ込むなど、自然環境に恵まれた水産資源の豊かな海です。

ところが最近、この仙台湾の底層付近に魚が住めない貧酸素水が発生したり、広範にわたり赤潮が確認されるなど、仙台湾漁場環境にこれまでと違った現象が起きています。また、ヒトデが大量に発生してあかがいなど貝類資源への悪影響も心配されています。

仙台湾の漁場環境を構成する要因は様々ですが、仙台湾が陸域から発生する環境負荷の終着点であることを考えると、県民による陸域からの負荷を軽減する取組みも不可欠です。

(2) 外来生物等の侵入

外来生物とは、様々な理由から日本に持ち込まれた本来日本には生息しない海外の生物のこと、従来の生態系や水産業などへ被害を与えるケースが問題となっています。

本県においても、以前は生息が認められなかった外来生物として、強魚食性のブラックバス（「宮城県の水産業の動向（以下「動向編」という。） p 25 参照）やあさりなどを捕食するサキグロタマツメタ（「動向編」 p 28 参照）が確認され、在来の水産資源への悪影響が問題視されています。また、こいのみに感染するコイヘルペス（「施策編」 p 25 参照）も海外から広がってきたもので、平成16年6月に県内で初めて発生が確認されました。

今後も、法令等に基づく各種制限措置や駆除についての研修会を開催するなど、外来生物の拡散と被害の防止に努めることが必要です。



写真1 矢本町のため池で捕獲されたブラックバス



写真2 コイヘルペスによりつい死したこい

水産物の供給

(1) 漁業生産と産地魚市場の水揚

本県では、遠洋・沖合・沿岸・養殖業など、多種多様な漁業が営まれ、また、10か所の産地魚市場（水揚合計37万トン、588億円）を有し、水産物供給の拠点として重要な役割を担ってきました。しかし、国際的な漁業規制の強化、水産資源の減少、魚価の低迷、漁業経営体の減少等の影響によって、本県漁業者による漁業生産及び本県産地魚市場への水揚は、昭和50から60年代のピーク時に比べ大きく減少しています。

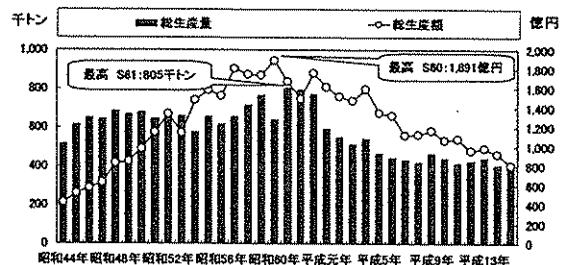


図1 本県の漁業生産の推移

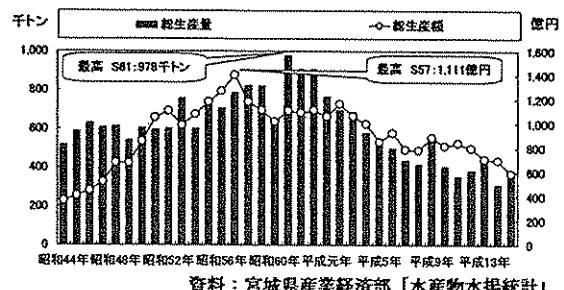


図2 本県産地魚市場における水揚の推移

(2) 加工生産

本県水産加工業は、産地魚市場への豊富な水揚に支えられ、全国屈指の地位を築き上げてきました。また、現在も、水産加工製品出荷額は、本県の食料品製造出荷額全体の約半分を占めるなど、本県地域経済にとって重要な役割を果たしています。しかしながら、消費動向の変化や景気の低迷による販売不振などにより、水産加工品生産量は年々減少傾向で推移しています。また、県内魚市場の水揚量の減少に伴い、近年は、たら冷凍すり身など加工原魚の多くを輸入に頼らざるを得ない状況にありますが、中国をはじめとする海外での委託加工の増加並びに北米及びヨーロッパでの水産物需要の拡大等により、輸入による原魚の確保が難しくなっています。

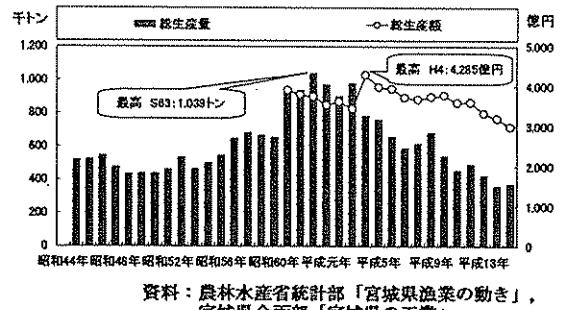


図3 本県における水産加工生産の推移

水産物の安全・安心の確保

平成13年に国内におけるBSE（牛海綿状脳症）の発生が確認されて以来、産地偽装表示や輸入野菜での残留農薬の検出、さらには、県内における輸入生かきの混入偽装など、食品をめぐる様々な問題が生じたことにより、食に対する安全安心確保の必要性が高まっています。

(1) トレーサビリティと産地の識別

本県においては、平成15年9月に宮城県漁業協同組合連合会が全国に先駆けて「生かきのトレーサビリティシステム」を導入するなど（「動向版」p39参照）、業界において安全安心な水産物供給に向けて積極的な取組がなされています。また、輸入生かき混入問題対策として、かき体内成分である脂肪酸組成の違いを利用した本県産と外国産かきを識別する技術開発の取組を進めています（「施策版」p19参照）。

(2) 水産物流通における衛生・品質管理

水産物は、食卓に届くまで、多くの流通経路を経ることから、各段階ごとに十分な衛生・品質管理を行うよう求められています。

① 生産者の取組等

貝毒等の食中毒を未然に防止するため、生産者団体等が中心となって、かきやほたてなど海産二枚貝について検査を実施しています。まひ性貝毒は平成16年2月23日から、下痢性貝毒は平成16年6月9日から発生しており、出荷自主規制を行いました。また、新たに貝毒の蓄積が確認されたとげくりがにを検査対象としています。

このほか、かきの浄化処理施設の導入、さらには、試験研究機関において、かき体内からノロウイルスを除去する浄化方法の研究を行っています。

② 産地魚市場

水産物流通の起点として、水産物の品質衛生向上のため、二次汚染のリスクのある直置きを廃止し、スカイタンク等容器を使った取扱いが増えています。さらに、清浄海水施設の導入による鮮度アップの取組（石巻市魚市場）や電子入札システム導入による入札時間の短縮による迅速化（気仙沼市魚市場）が進んでいます。

③ 水産加工業

加工団体等による衛生研修会の実施や個々の加工場の衛生診断等により、HACCP又はこれに準じた衛生管理の高度化の取組が進んでいます。また、地域独自の衛生管理基準を設けて、産地魚市場や地域の業者が一体となった気仙沼地域HACCPなど水産加工品のブランド化の取組も進んでいます（「施策版」p53参照）。

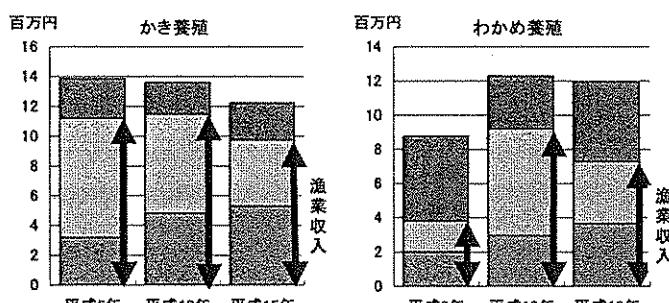
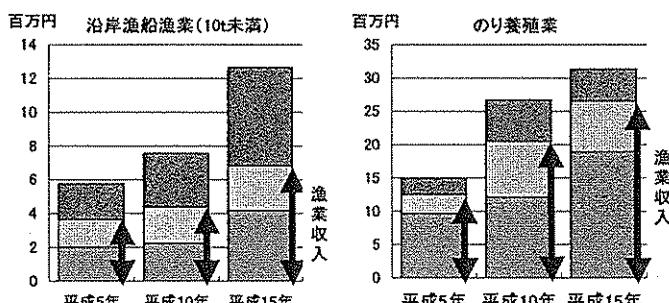
漁業経営の実態 ~遠洋・沖合漁船漁業経営悪化の現況~

(1) 沿岸漁業

沿岸漁家（沿岸漁船漁業及び養殖業）の総所得はおおむね安定していますが、漁業収入が安定又は増加しているにもかかわらず、漁業支出が同等又はそれ以上に増加していることから漁業所得は減少傾向にあり、代わって漁業外所得が増加傾向にあります。

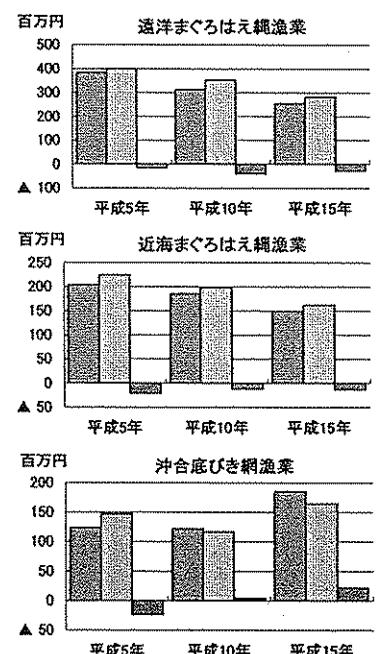
(2) 遠洋・沖合漁業

遠洋・沖合漁船漁業の漁業利益はほとんどが「赤字」となっていますが、特に遠洋・近海まぐろはえ縄漁業においては、漁業収入が減少する中、累積赤字を抱え、資金繰りの悪化等によって新たな設備更新（代船建造等）もできない状況にあり、経営は著しく疲弊しています。一方、沖合底びき網漁業については、他の遠洋・沖合漁船漁業と同様の問題を抱えていますが、近年、漁業収入の増加もあり漁業利益が黒字となっています。こうした中で、近年の燃油価格の上昇は、漁業支出の削減に取り組む漁船漁業経営体にとって、大きな負担となっています。



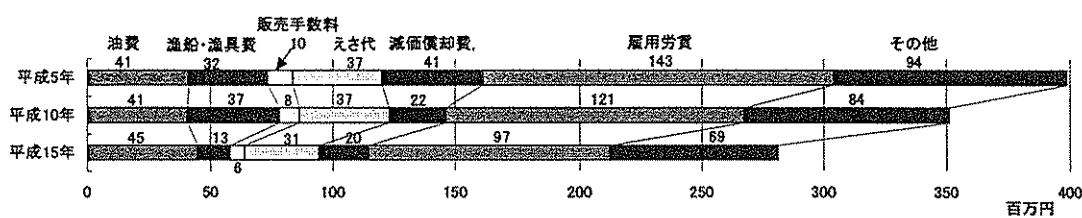
資料:東北農政局「宮城県漁業の動き」から作成
注:1) 支出には減価償却費が含まれる。
2) 漁業外所得=漁業外事業所得+事業外所得

図1 沿岸漁船漁業及び養殖業の経営状況の推移



資料:農林水産省「漁業経営調査報告」から作成

図2 遠洋・沖合漁船漁業の経営状況の推移



資料:農林水産省「漁業経営調査報告」から作成

図3 遠洋まぐろはえ縄漁業の漁業支出の推移

漁協合併への始動

(1) 漁協の現況

漁協は、漁業者等の社会的地位の向上と漁業経営の安定を図るための協同組織であり、水産業の振興や漁業地域の活性化に重要な役割を果たしてきました。一方で、魚価安や漁業生産量の減少による漁業経営の不振、漁業者の高齢化や後継者不足、水産物の流通・消費の多様化、さらには金融自由化の進展など、漁業を取り巻く状況は大きく様変わりしており、これらのこととは漁協の財務内容の悪化につながるなど、その経営基盤を弱体化させる要因ともなっています。

(2) これまでの取組

こうした中、組合員のための魅力ある漁協をつくり上げるために、従来の枠組みを越えた事業・組織の再編・強化が必要なため、本県漁協系統では、平成13年度に「漁業協同組合の合併・事業統合の促進に関する基本計画」を策定し、平成17年度までに、県内を北部・中部・南部とする3自立漁協構築に向けた取組を進めてきました。しかし、漁業をめぐる状況は、その後も厳しさを増していることから、将来にわたり組合員の負託にこたえ得るばん石な漁協組織が不可欠になってきました。

そのため、漁協系統では、平成19年度までに沿海地区35漁協の合併と県漁連、県信漁連を包括承継する一県一漁協の構築を決定したところです（「動向版」p52参照）。

この取組は、漁協系統の基盤強化に向けた抜本的な取組であり、県としても、漁協系統や各機関と連携を図りながら、合併の推進に積極的に取り組んでいきます。

沿海地区漁協における事業総利益の状況

	沿海地区 漁協数	0円以下 (マイナス)	0円以上 500万円未満	500万円以上 一千万円未満	一千万円以上
平成5年度	55	20 (36%)	21	4	10
平成16年度	37	21 (57%)	9	2	5

安全な漁港・快適な漁村づくり

本県には、海岸線 5.1 km に 1 漁港の割合で計 143 の漁港が存在し、日本第 1 位の点在率となっています。

県では、地域の特性に応じた漁港漁場整備事業を通じて、漁村の生活・労働環境の改善と自然災害等に対する安全性の向上を図るとともに、良好な景観の形成を図ることとしています。また、安全で快適な漁村の形成が図られるよう、漁港・漁場への汚水等の流入負荷の低減と漁村の衛生環境の改善、漁業者の生活・労働環境の改善の一体性を考慮し、事業を推進しています。

近年は、全体的に事業費縮小傾向の中、環境整備・集落排水などの漁村関係事業及び非公共の放置艇収容対策等、漁村の総合的な振興を図る目的での事業の割合が増加しています。

(1) 漁港整備

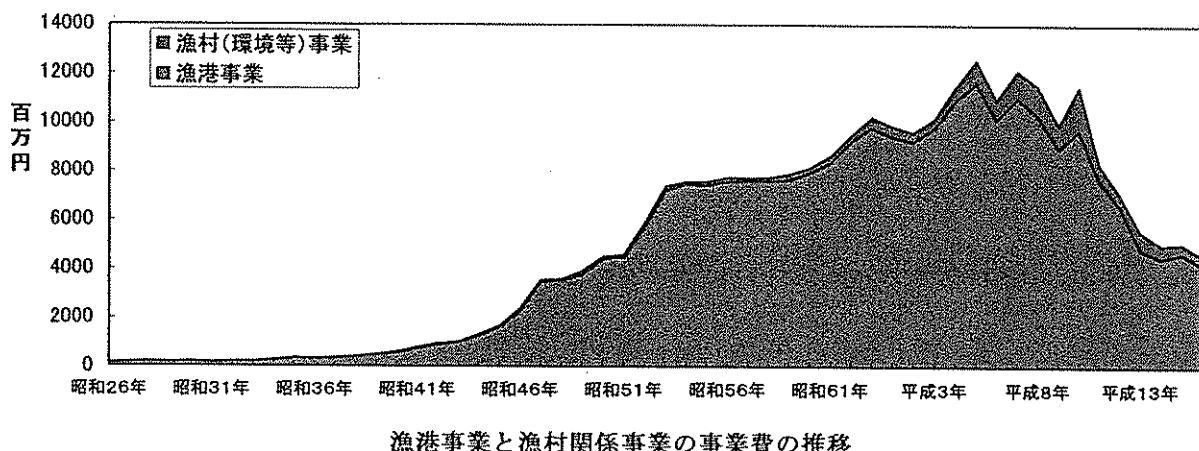
平成 16 年度の整備漁港は 37 港（漁業集落・漁港高度利用含む）となっています。

(2) 海岸整備（漁港海岸の総延長：256 km）

平成 16 年度の整備海岸は 7 地区（高潮 6、局改 1）となっています。

(3) 漁村環境整備

漁港漁村における下水道等の普及状況（平成 13 年度末現在）は県全体で 75%（整備人口）となっています。県内 143 渔港 214 地区のうち、漁業集落環境整備事業での整備予定であった 47 地区中 8 地区の整備を完了しました。



漁港事業と漁村関係事業の事業費の推移

水産物の輸入動向

世界の貿易は、WTO（世界貿易機関）を中心とした共通ルールに基づいて行われていますが、最近は、それを補うものとして特定の2国間などで関税撤廃等を行うEPA（経済連携協定）・FTA（自由貿易協定）の交渉が活発化しています。

日本もWTOの交渉と並行してアジア諸国とEPA・FTAの交渉を行なっています。現在は、のりの輸入割当制度に対して韓国と貿易摩擦が生じています（「動向編」P40），世界的な流れとしては、今後自由化が進んでいくものと考えられます。

輸入水産物の増加により、かきやのりなど、本県の漁業が厳しい国際間競争を強いられている一方、原料の多くを輸入に依存している水産加工業においては、近年、世界各国の資源管理強化や魚の需要拡大により原魚の確保が難しくなっている状況にあります。

このように宮城の水産業は、水産物の輸入に関して二つの相反する課題を抱えています。

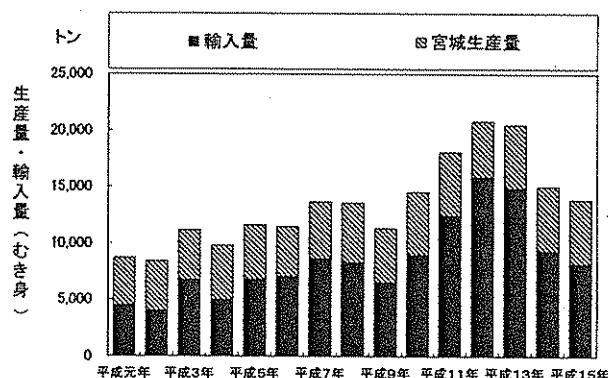


図1 本県かき生産量と輸入量

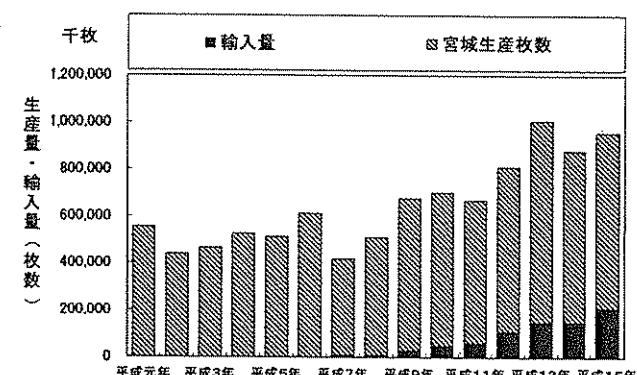


図2 本県のり生産量と輸入量

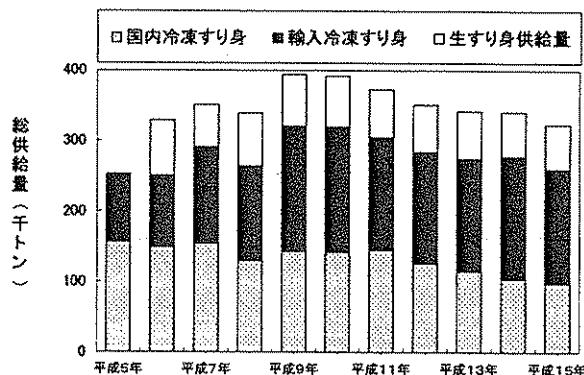


図3 国内すり身生産量と輸入量